

令和8年3月定例月議会

令和8年3月24日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

| 案件名 | 所管局・課 | ページ |
|--------------------------|---------|-----|
| 長浜市消防水利維持方針の策定について（経過報告） | 防災危機管理課 | 2 |

防災危機管理局

| | |
|-------|-----------|
| 所管委員会 | 総務教育常任委員会 |
| 所管局・課 | 防災危機管理課 |

長浜市消防水利維持方針の策定について（経過報告）

本市の多くの消防水利が設置から 50 年以上経過し、経年劣化が進んでいるため今後の維持方針を策定しており、その経過について報告します。

1. 経過報告

- 令和 7 年 12 月 総務教育常任委員会にて着手報告
関係機関協議（湖北地域消防本部、長浜水道企業団）
- 令和 8 年 1 月 庁内協議（都市建設部局等）
- 3 月 公共施設マネジメント推進委員会

2. 現状と課題

令和 7 年 3 月末現在、長浜市は消火栓 4,534 基、防火水槽 806 基を保有しているが、消防庁の調査（山間部など 3km 以内で人口 1,000 人未満の区域を除く）による本市の消防水利充足率は 63.3%であり、全国平均（78.9%）や滋賀県平均（85.8%）を下回っている。これは、市内全域の建物のある区域において、消火栓等の消防水利はほぼ整備されているが、消防法に定める「消防水利の基準」※①を満たしていない（基準以下の消火栓が多い、40 m³未満の防火水槽が多い）ことが主因である。

なお、自然水利（河川、ため池等）については、季節による変動等があることから本方針に含めないこととする。

(1) 消火栓の課題

設置から 50 年以上経過した消火栓が全体の約 7 割（3,221 基）を占め、深刻な老朽化に直面している。一部地域では細い水道管（口径 75mm 未満）に複数が接続されており、同時使用時に水圧が著しく低下するリスクがある。また、消火栓専用バルブの未設置により、修理や漏水時に広範囲な断水が発生する市民生活への影響も懸念される。

(2) 防火水槽の課題

昭和 59 年以前に設置された耐震基準を満たさない施設が約 7 割（567 基）に達しており、大規模地震時の倒壊や機能不全が懸念される。また、一部の施設では土砂の堆積による貯水量不足や、経年劣化による漏水、上水道への逆流リスクがある。

(3) 標識の課題

風雨や錆による老朽化で視認性が低下しており、消防活動の妨げや看板落下の危険性が生じている。

3. 今後の方針と施策

財政負担の平準化と施設の長寿命化を図りつつ、以下の施策を計画的に実施する。

(1) 消火栓の適正配置と機能強化

水道管の敷設替え工事に合わせ、水利基準に適合した適正配置への見直しを進める。漏水や劣化への対応時には専用バルブの設置を徹底し、断水リスクを最小化する。また、私有地内の地上式消火栓は、維持管理の観点から公道上の地下式への変更・移設を行う。

(2) 防火水槽の整備と既存対策

水利不足地域には、大規模災害時に生活用水も供給可能な「耐震性貯水槽」を新規設置する。5年ごとに整備計画を策定し、計画的に整備更新を行う。既存施設については、機能調査に基づき補強または撤去の方針を決定し、特に旧市街地等の震災時倒壊危険性が高い施設から優先的に対策を講じる。

(3) 標識の維持管理

費用対効果を精査し、修繕または撤去を適切に判断する。民地にある標識柱については、公共地への移設を検討し、管理の円滑化を図る。

4. 財源確保と整備目標

多額の費用を要する整備に対し、市の単独予算に加え、国の補助金制度を積極的に活用する。今後10年間で、水道事業との連携強化や優先順位に基づいた計画的な更新を行い、充足率の段階的な向上と、災害時における本市のレジリエンス（強靱性）向上を目指す。

5. 策定スケジュール（予定）

- 令和8年 3月 総務教育常任委員会（中間時）
全庁意見照会、（3月下旬～4月中旬）
- 6月 総務教育常任委員会（パブリックコメント実施前）
パブリックコメント（6月下旬～7月下旬）
- 9月 総務教育常任委員会（最終案）
策定・ホームページ掲載

※①「消防水利の基準」（一部抜粋）消防法第20条第1項

- ・消防水利は、常時貯水量40 m^3 以上、または取水可能量が毎分1 m^3 以上、かつ40分以上の給水能力があること。
- ・消火栓は呼称65mm口径のもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。
（ただし、管網の一辺が180m以下になるように配管されているときは、75mm以上とすることができる。相当の取水能力がある場合はこの限りでない。）
- ・包含距離：市街地等半径120メートル以下、その他地域半径140メートル以下
- ・消防ポンプ自動車容易に部署できること。